

議第 4 号議案

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 2 9 年 3 月 1 6 日提出

提出者	新座市議会議員	石 島 陽 子
賛成者	〃	亀 田 博 子
	〃	平 松 大 佑
	〃	塩 田 和 久
	〃	高 邑 朋 矢
	〃	笠 原 進

提 案 理 由

国民健康保険の財政基盤の強化を求めるため、この案を提出する。

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書

市町村が運営する国民健康保険の加入者は、所得の少ない年金生活者や非正規雇用労働者の占める割合が多く、保険料負担率が高くなるという構造的な問題を抱えています。

こうした中、国は制度の安定化を図るためとして、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を制定しました。平成30年度から、都道府県も市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなります。また、国はこの制度改正と併せて、市町村の一般会計繰入総額である3,500億円とほぼ同水準の公費を投入する方針も明らかにしていますが、国民健康保険の構造的な問題の解決とはなりません。

埼玉県ではこの制度改正を受けて、昨年暮れに第1回国民健康保険運営協議会を開催し、市町村ごとの国保事業費納付金及び標準保険税の試算を示しました。この試算によると、県内63市町村の平均保険税は平成28年度が加入者一人当たり88,863円に対し、平成29年度は116,811円と31%の増額となります。最も高い自治体では70%以上の増額となります。標準保険税の試算には一般会計からの法定外繰入金は考慮されていないため、一般会計からの繰入金で加入者の負担軽減に努めている自治体ほど、現行保険税と標準保険税との乖離が大きく、今後保険税の大幅引上げの圧力にさらされることは必至です。

これ以上、加入者に負担増を求めることは限界であり、国民健康保険を持続可能な制度として再建するためには、更に財政基盤の強化をすることが不可欠となっています。

よって、国において国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられますよう、強く要望いたします。

記

- 1 新制度開始に伴う公費拡充を確実に実行するとともに、国民健康保険財政の安定化を図るため、国庫負担割合を大幅に引き上げること。
- 2 低所得者に対する保険税減免制度を確立すること。
- 3 子ども医療費助成制度等の市町村独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2017年3月 日

埼玉県新座市議会

財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様